

大和市新型インフルエンザ等対策本部職員の任命に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第14号

大和市新型インフルエンザ等対策本部職員の任命に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第35条第2項第4号及び第3項の規定に基づく大和市新型インフルエンザ等対策本部職員の任命に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部員の任命)

第2条 大和市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、法第35条第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、次に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 大和市職員の職の設置等に関する規則(昭和40年大和市規則第9号)別表に規定する院長、部長(市立病院の部長を除く。)、市長室長及び事務局長
- (2) 大和市議会事務局の組織等に関する規程(昭和41年大和市議会告示第1号)第5条第1項第1号に規定する事務局長
- (3) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(平成21年大和市教育委員会規則第3号)別表に規定する部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、大和市職員定数条例(昭和27年大和町条例第2号)第2条に規定する職員のうち必要な者

(副本部長の指名)

第3条 大和市新型インフルエンザ等対策副本部長は、副市長、教育長及び市立病院の院長の職にある者をもって充てるものとする。

(その他の職員の任命)

第4条 その他の職員は、前2条に規定する者を除き、大和市職員定数条例第2条に規定する職員のうちから必要な者をもって充てるものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。